

プールのてびき



東京都南多摩保健所
生活環境安全課環境衛生担当

〒206-0025 東京都多摩市永山2-1-5
電話 042(371)7661
ファックス 042(375)6697

～ はじめに～

プールとは・・・

プール等取締条例において「プール」とは、容量50m³以上の貯水槽を設け、公衆に水泳又は水浴をさせる施設をいいます。

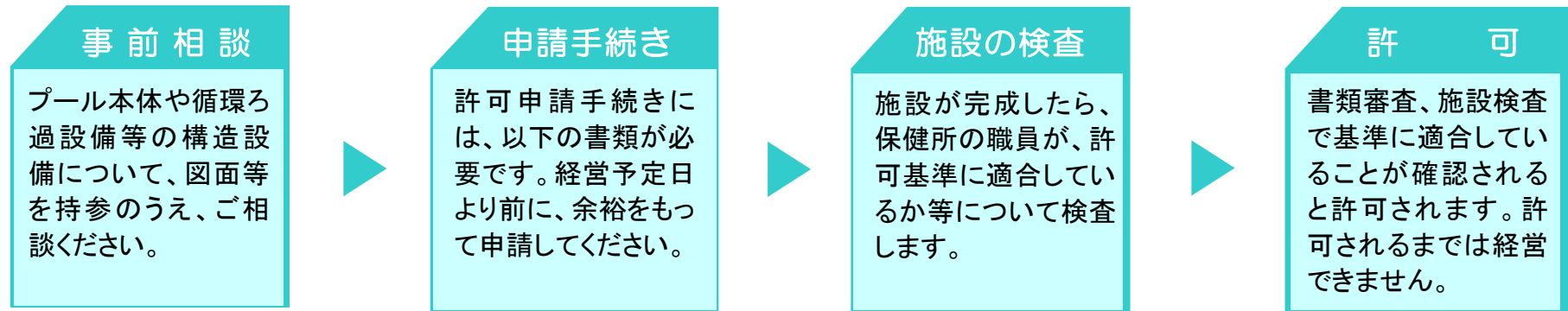
プールを経営するには・・・

保健所長の許可が必要です。条例で規定する構造設備や公衆衛生及び安全を確保するための措置に適合させなければなりません。

～ 目次～

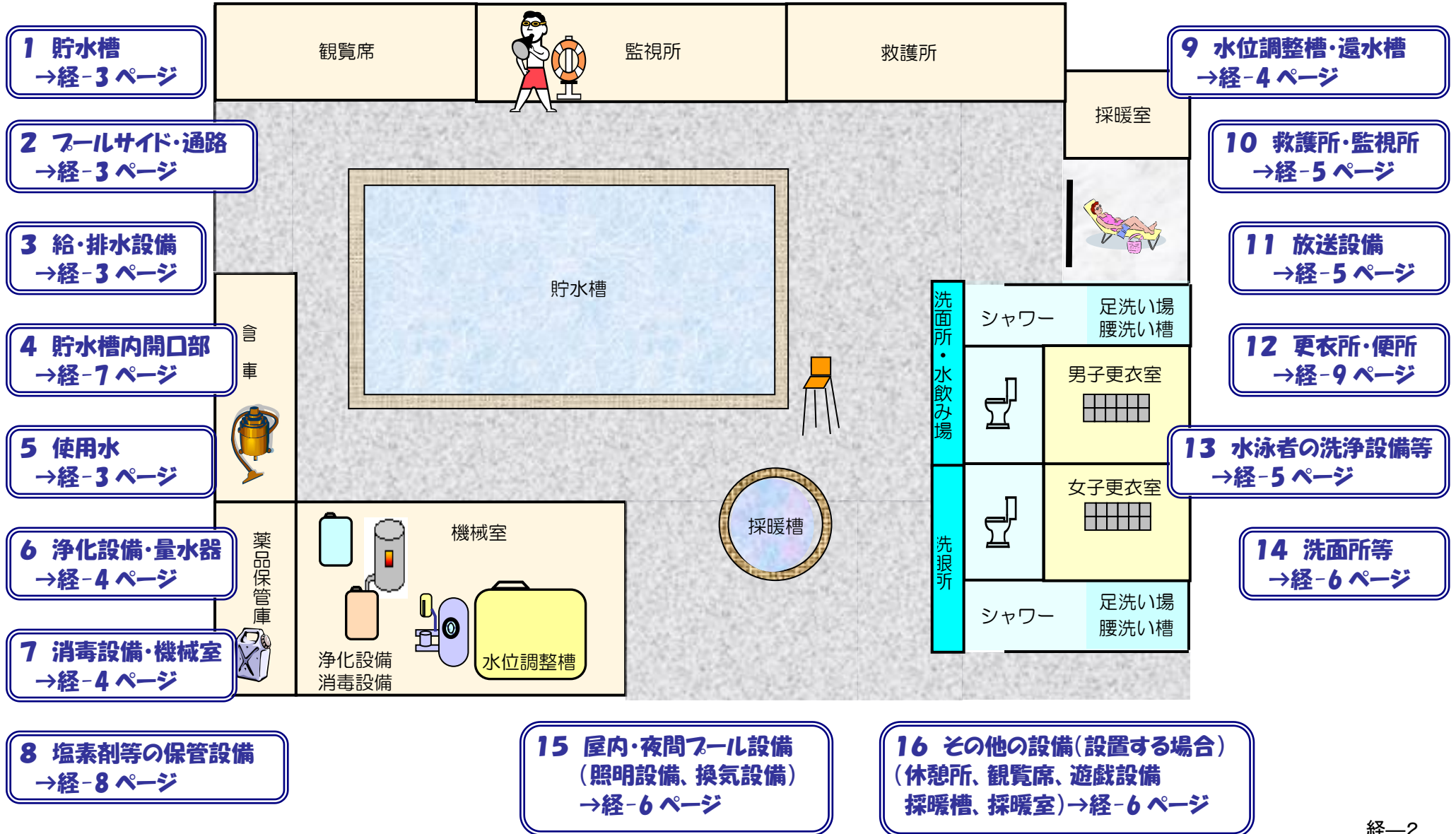
プール経営許可について	経一 1
許可基準(構造設備基準)	経一 2
プールの維持管理	管一 1
プールの各種申請・届出手続きについて	管一 5
関係機関一覧	管一 6

プール経営許可について



- プール等経営許可申請書
- プールの構造設備がわかる書類（例示）
 - ・ 施設周辺見取図
 - ・ 建物の配置図、平面図及び断面図
 - ・ 施設の構造設備概要
 - ・ 排水設備及び浄化設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ・ 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の形状などを明らかにした図面
 - ・ 換気設備及び照明設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - ・ シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所に水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- 申請手数料 16,900円
- 経営者が法人の場合・・・登記事項証明書（6か月以内）（原本確認）
- 許可書の郵送を希望する場合・・・送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520円／対面受取りとなります）

許可基準(構造設備基準)



1 貯水槽

- 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とすること。【条 3-3-1】
- オーバーフロー溝を設けること。【条 3-3-1】
- オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、オーバーフロー水以外に排水等が混入しない構造とすること。【通知】
- 水泳者の見やすい場所に水深を明示すること。【条 3-3-1】

2 プールサイド・通路

- プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止め構造とすること。【条 3-3-2】
- プールサイドは、水泳者数に応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さとすること。【別表 1-2-1】
 - 貯水槽の大きさ及び水泳者数等を考慮して、休憩時には水泳者全員が利用でき、かつ、救命措置を妨げない十分な広さを確保すること。【通知】
 - 緊急時に速やかな救命措置等ができるように貯水槽の全辺に配置すること。【通知】
- 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止め構造とすること。【条 3-3-3】
 - （プールサイド及び通路は、転倒等の事故防止のため、良好な水はけ等にも考慮した構造とすること。【通知】）

[] 内、根拠欄の見方

条例：プール等取締条例

（条 1-1-1 とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号のことをいう。）

別表：プール等取締条例施行規則別表

通知：平成 19 年 11 月 21 日 19 福保健衛第 849 号

3 給・排水設備

- 給水設備は、給水管にプール水（プールに設けられた公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいう。）が逆流しないような構造とすること。【条 3-3-4】
- 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な金網、鉄格子等を設けること。【条 3-3-5】

「プール水」とは

プール水とは、プールに設けられた公衆に水泳又は水浴をさせるための貯水槽に貯水されている水をいい、施設内にある、50m³未満の小規模プールや採暖槽などに貯水されている水も含まれます。

4 貯水槽内開口部 ⇒ 経-7 ページ

5 使用水

- シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること【別表 2-1-8】
 - （飲用に適する水とは、水道法に規定する水道施設、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例に規定する貯水槽水道等又は飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に規定する措置を講じている井戸等から供給される飲用水であって、かつ、飲用に供さない貯水槽等を経由しないものであること。【通知】）

6 浄化設備・量水器

- 貯水槽本体には、循環ろ過方式の浄化設備を設けること。【別表1-2-2】
〔浄化設備については、1時間当たり貯水槽容量の6分の1以上の処理能力を有する設備を設けること。〕(通知)
- 新規補給水量及び循環水量を把握するため、専用の量水器を設けること。
【別表1-2-3】
〔量水器は、原則として各貯水槽の循環系統ごとに設置すること。また、実際の水量を把握できるものであれば、流水計等に替えても差し支えないこと。〕(通知)

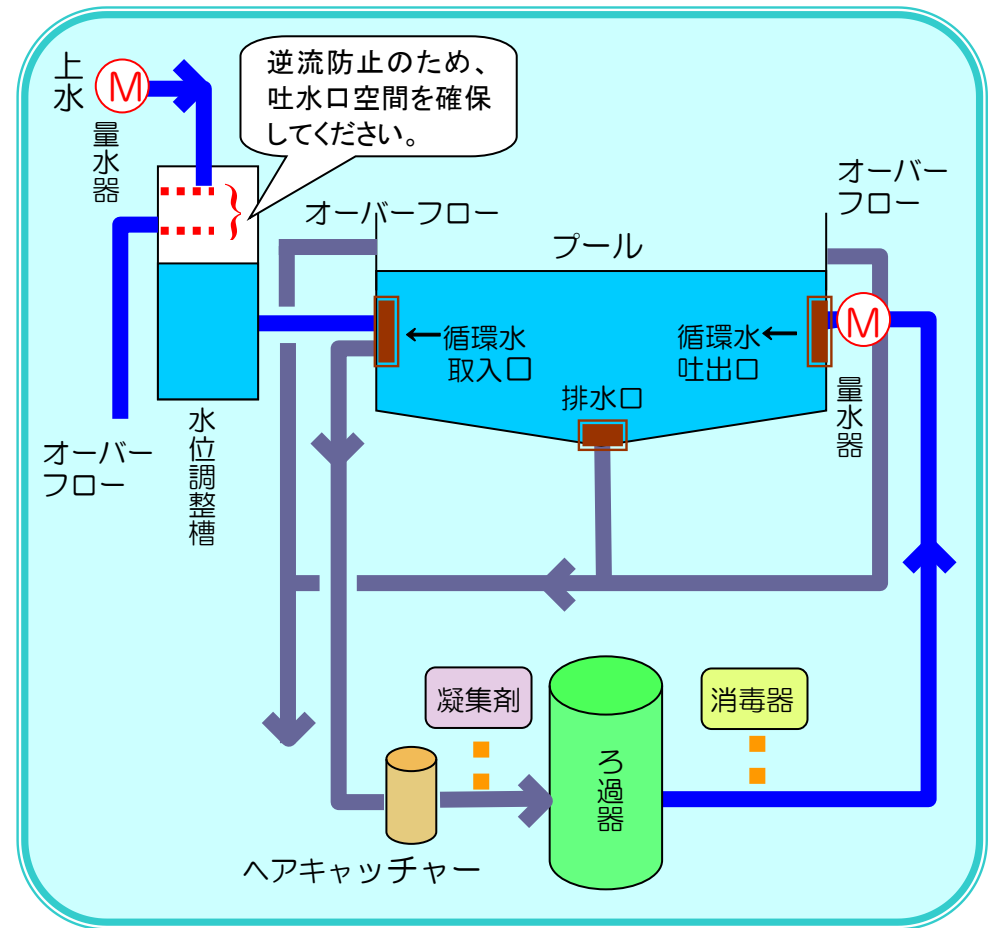
7 消毒設備・機械室

- 循環のための配管経路の途中に、プール水を消毒するための塩素剤、塩素又は二酸化塩素（以下「塩素剤等」という。）を連続注入する設備を設けること。【別表1-2-3の2】
〔オゾン又は紫外線等の塩素剤等以外による消毒設備を設ける場合は、衛生と安全を確保できる構造とすること。なお、塩素剤等による消毒と必ず併用すること。〕(通知)
- 循環水の吐水口は、プール水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一になる位置に設けること。【別表1-2-3の3】
- 機械室は、施錠ができる構造とすること。【別表1-2-7】

8 消毒剤等の保管設備 ⇒ 経-8 ページ

9 水位調整槽・還水槽

- 貯水槽に接続される水位調整槽及び還水槽は、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。【別表1-2-3の4】
〔飲料水用の貯水槽と同様に清掃及び点検が容易にでき、かつ、吐水口空間を確保する等の衛生的な構造とすること。〕(通知)



10 救護所・監視所

- 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。【条3-3-7】
- 救命浮輪、麻なわその他の適当な救命器具を備えた監視所を設けること。【条3-3-8】

「適当な救命器具」には、救命浮輪、麻なわ、自動体外式除細動器（AED）、搬送用担架、救急用セット（三角巾、絆創膏、包帯、ガーゼ、止血帯、ピンセット及び消毒薬等）、□対口人工呼吸用感染防止補助具、毛布等が想定されます。

- 監視所は、施設又は区域全体を見渡すことのできる場所及び位置に設けること。なお、1の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができない場合にあっては、監視所を複数設けること。【別表1-1-5】
 - 貯水槽の水底を含め、施設又は区域の全体を見渡すことができる位置に設置すること。
 - 事故発生時等に監視人が迅速に対応できる場所とすること。
 - プール等の構造上死角が生じるおそれのある場合は、監視所を複数設置すること。（通知）

11 放送設備

- 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設又は区域に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。

【別表1-1-6】

水泳者、監視人等に連絡及び指示事項を確実に周知するため、マイク及びスピーカーによる放送設備を整備すること。また、事故発生時等の連絡を円滑に行うために、双方向連絡が可能な通信機器を管理者、監視人等の各人に整備すること。（通知）

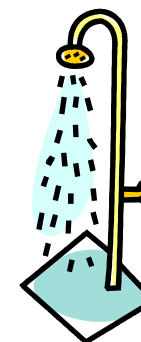
12 更衣所・便所 ⇒ 経-9 ページ

13 水泳者の洗淨設備等

- 水泳後又は水浴後に身体を清浄にするためのシャワーを適正な位置に設置すること。なお、屋内プールにあっては、当該シャワーには温水を使用すること。【別表1-1-1】
- プール水の汚染を防止するため、足洗い場及び腰洗い槽（以下「足洗い場等」という。）又はシャワーを更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設置すること。なお、当該シャワーは、温水を使用するなど、洗淨水の温度を適温とし、かつ、洗淨水を常時放水する機能、自動的に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗淨できるものとする。【別表1-2-4】

- シャワー、足洗い場等には、十分な排水能力を有する設備を設けること。
- 循環給湯設備を用いる場合には、レジオネラ症防止対策の措置を講じること。（通知）

シャワーには、プール利用後の身体を清浄にする目的と、身体に付着した汚染物をプールに持ち込ませないための目的があります。



14 洗面所等

- 水泳者 50 人当たり 1 個の洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者 50 人当たり 1 個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者 50 人当たり 1 個の洗眼専用の洗眼器を備え付けた洗眼所を、利用に適する場所に設置すること。【別表 1-1-2】
 - 洗面水栓と飲用水栓は、同一構造のものでも差し支えないが、洗眼器は専用のものを設置すること。ただし、洗面水栓、飲用水栓及び洗眼器は、それぞれ規則に定められた数を設置すること。
 - スイミングスクール等利用者が集中する時間帯が生じる施設は、規則で定められた数に加え、適宜設置数を増やすようにすること。【通知】

15 屋内・夜間プール設備

- 屋内プールには、十分に換気ができる設備を設けること。【別表 1-2-6】
- 屋内プール及び夜間使用する屋外プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時 100ルクス以上の照度を確保できる照明設備を設けること。【別表 1-2-5】

観覧席、採暖室について

競技会やイベント等を見せるために観覧席を設ける場合は、興行場法の適用を受ける場合があります。また、採暖室は、使用形態によって、公衆浴場法の適用を受ける場合があります。詳しくは、保健所担当者に相談してください。

16 その他の設備

【休憩所】

- 休憩所を設ける場合は、プールサイドと区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること。【別表 1-2-8】
 - 〔水泳者の飲食等を伴わない一時休憩のためにいすをプールサイドに配置する程度のものについては、区画は必要としない。【通知】〕

【観覧席】

- 観覧席を設ける場合は、その出入口を水泳者用と区別し、かつ、プールサイドと、垣、さく等で区画すること。【別表 1-2-9】

【遊戯設備】

- 遊戯設備を設ける場合は、危害防止上適切な構造のものを安全な場所に配置すること。【別表 1-2-10】

ウォーターライダー等の設備については、飛び出し事故等の防止に配慮するとともに、建築確認機関等に相談してください。

【採暖槽等】

〔気泡浴槽その他のエアロソルを発生する設備又は採暖槽若しくは温水プールその他加温する設備を設ける場合は、レジオネラ症防止対策が必要であるため、容易に清掃及び消毒ができる構造とすること。【通知】〕

【採暖室】

〔採暖室を設ける場合は、衛生的な管理及び使用ができる構造とすること。【通知】〕



貯水槽内開口部の構造設備

貯水槽内開口部での、吸付き事故、吸込み事故を防ぐため、以下の対策が必要となります。

- 循環水取入口及び貯水槽内排水口の金網、鉄格子等は、吸い付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。【別表 1-2-3 の 5】
- 循環水取入口及び貯水槽内排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。【別表 1-2-3 の 6】
- 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。【別表 1-2-3 の 7】

強い陰圧による吸付き事故を防止する構造として、水泳者の身体により開口部を塞ぐことのない形状、面積とするなどの措置を講ずること。ただし、吸込み圧力の低下を図るため、循環水取入口を数多く設けて取入水量を分散しているなど、構造上吸付きが起こらないことが明らかである場合はこの限りではない。【通知】

吸込み事故・吸付き事故の防止対策が必要な場所は？

循環ろ過装置及び流水プール用起流装置の取入口と吐出口、貯水槽内の排水口です。

循環水取入口と排水口で、金網や鉄格子等のほかに吸込み防止金具が必要な理由は？

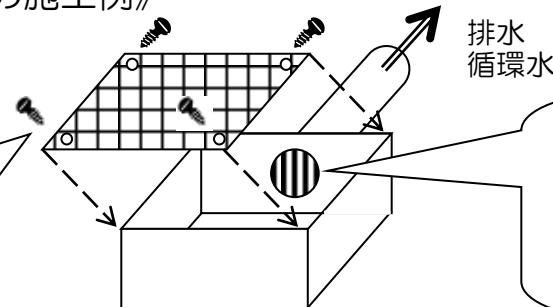
マス型の循環水取入口や排水口において、金網や鉄格子等が外れることによる吸込み事故が発生しているためです。

吐出口に吸い込まれることもありますか？

吐出口は、通常、陽圧となっていますが、ポンプ操作ミス等が原因で陰圧を生じ、水泳者が吸い込まれる事故が起きています。

《プール底にある排水口での施工例》

- 金網・鉄格子等をネジ・ボルト等で堅固に固定する。
- 腐食しにくい材質とする。



- 吸込み防止金具を設置する。
- 構造上吸込み事故の発生の危険性がなく、明らかである場合は、必ずしも設置する必要はない。

消毒剤等の保管設備

消毒剤等の不適切な管理による事故を防ぐため、以下の対策が必要となります。

- 塩素剤等及びその他の薬剤を安全かつ適正に保管するため、施錠可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること。【別表1-2-11】

- 薬剤保管施設は、遮光するなど薬剤の特性を踏まえた適正な保管ができる構造とすること。(通知)
- 保管設備に薬剤の名称を記載するとともに、色分けを行うなど、薬剤を明確に識別できる措置を講じること。また、薬剤保管容器についても同様とする。(通知)

【塩素剤による事故例】

(事例1)

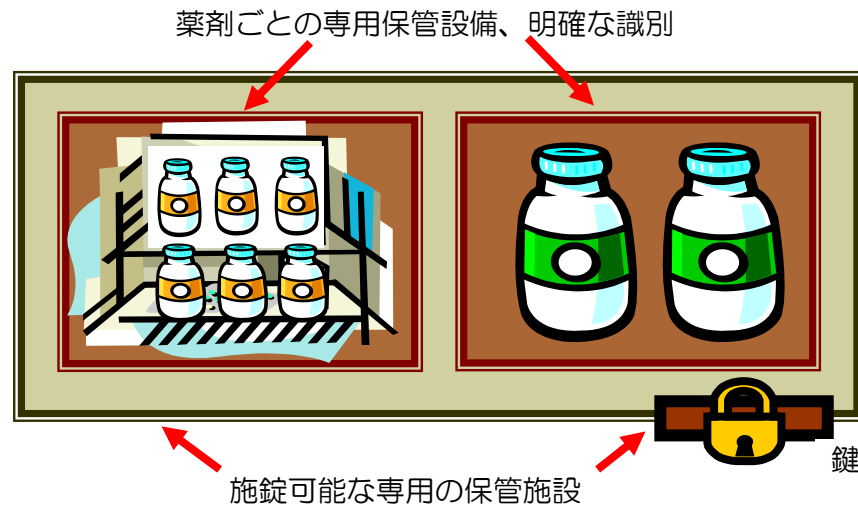
都内のスポーツクラブで、凝集剤（ポリ塩化アルミニウム）用タンクに、次亜塩素酸ナトリウムを誤って投入したために塩素ガスが発生。従業員と来客者がのどの痛みなどを訴えた。

(事例2)

某県の公立小学校で、塩素注入設備に塩素化イソシアヌル酸と誤って次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）を投入し、塩素ガスが発生。驚いた教師が、ふたを閉めようとした際に破裂し、軽い怪我を負った。

(事例3)

都内の公立小学校で、ごみの入ったバケツから発火。バケツに捨てた次亜塩素酸カルシウム（さらし粉）が発熱し、近くのごみが燃え出したものと考えられた。



【薬剤保管のポイント】

- **異なる種類の薬剤を接触、混合させないこと**
- **薬剤の識別を明瞭にすること**
- **水に濡れないこと**
- **直射日光が当たらないこと**
- **高温にならないこと**

関係者以外の者が薬剤に触れないよう保管場所の入口や戸棚などは、必ず施錠して下さい。

更衣所・便所の構造設備

更衣所及び便所には、以下の構造設備が必要です。

- 男子用及び女子用の更衣所及び便所を設け、外部から見通すことのできないような構造とすること。【条3-3-6】
- 更衣所には、利用者の衣服等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。【別表1-1-4】
- 便所には、男子用として60人に1個、女子用として40人に1個の割合の便器を設け、男子用便器5個ごとに男子用大便器1個を設けること。なお、便所の構造は水洗式とし、床は不浸透性材料を用いること。【別表1-1-3】

男子用便器は定員60人以内ごとに1個、男子用大便器は定員300人以内ごとに1個です。したがって、男女共用の施設における最小の便器数は、男子用小便器1個、男子用大便器1個及び女子用1個となります。

水泳者の定員は、どのようにして算出しますか？

原則として、更衣所のロッカー等の数を基に算出します。トレーニングジム等が併設されている場合には、利用実態等を基に算出してください。

男子用大便器を男子用便器として算定できますか？

差し支えありません。

男子用便所及び女子用便所と入口を別にする身体障害者用個室便所は、どのように取り扱いますか？

男女共用として、男子用便器数又は女子用便器数に加算して差し支えありません。ただし、男女共用の身体障害者等の利用を目的とした便所のみで男子又は女子用便所とすることはできません。

【便器の数の算出例】

	男子用	女子用
便器の数	60人に1個の割合	40人に1個の割合
大便器の数	便器5個ごとに1個	の便器

【定員530人（男子350人、女子180人の場合）】

男子用便器数 : $350 \div 60 = 5.8 \Rightarrow 6$ 個以上

男子用大便器数 : $6 \div 5 = 1.2 \Rightarrow 2$ 個以上

女子用便器数 : $180 \div 40 = 4.5 \Rightarrow 5$ 個以上

男子又は女子専用の施設、大勢の幼児の使用する施設では、利用形態に合わせ、利用者の使用に支障のない構造に配慮してください。



プールの維持管理



維持管理の具体的な方法及び各種様式については、「プールの安全・衛生の管理」（東京都福祉保健局発行）をご覧ください。東京都のホームページに掲載しています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/yomimono/pool/index.html>

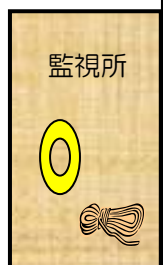
1 施設全体の清潔保持
→管-2 ページ

2 貯水槽
→管-2 ページ

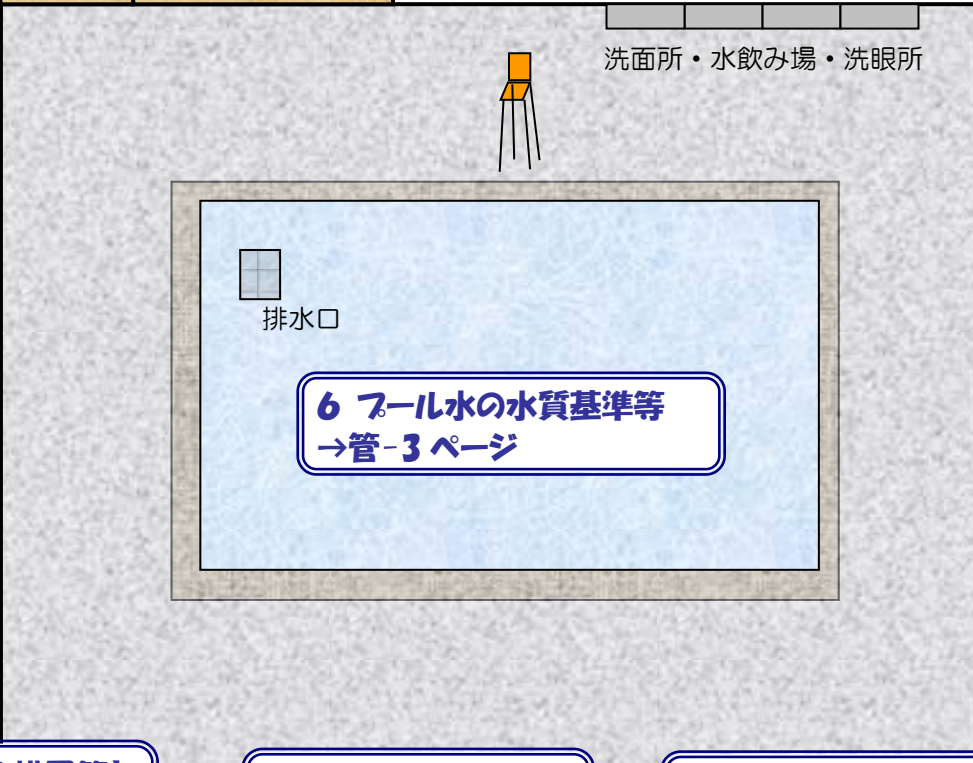
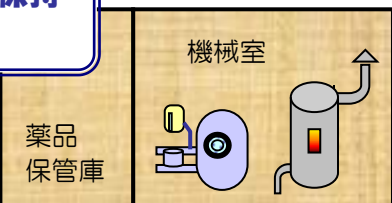
3 浄化設備
→管-2 ページ

4 消毒設備
→管-2 ページ

5 管理者
→管-2 ページ

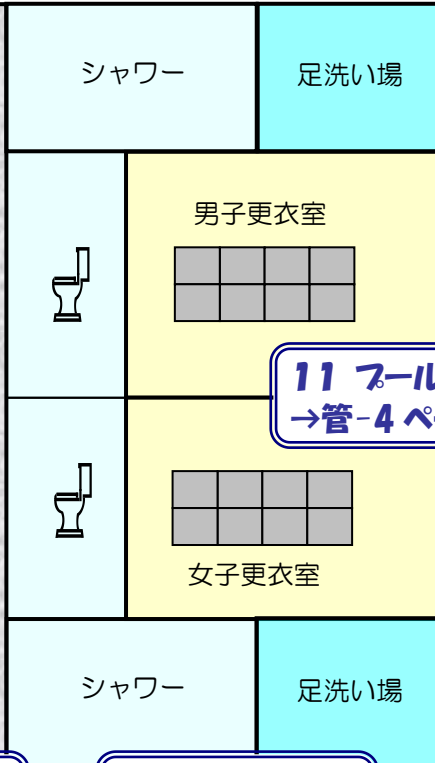


7 安全確保(救命措置等)
→管-3 ページ



8 安全確保(利用者)
→管-4 ページ

9 安全確保(その他)
→管-4 ページ



10 洗浄設備等
→管-4 ページ

11 プール日誌その他
→管-4 ページ

1 施設全体の清潔保持

- 施設内は、常に整頓し、水泳者が利用する場所は、毎日1回以上清掃すること。【条5-1】
- 施設又は区域には、じんかいその他の汚物を停滞させないこと。【別表2-1-1】

2 貯水槽

- プール水は、貯水槽ごとに1年に1回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。【別表2-2-1】
- 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。【別表2-2-1の2】

- 入替え式貯水槽
 - ・ 使用期間中、5日に1回以上の全換水を行うこと。
- 加温装置を使用する貯水槽
 - ・ 清掃及び消毒を定期的実施すること。
 - ・ 1年に1回以上レジオネラ属菌に関する検査を行い、検出限界以下であることを確認すること。
 - ・ 採暖槽については、公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じること。
- 温泉水を原水に利用する施設
 - ・ 貯湯槽の定期的な清掃及び消毒を行うとともに、貯湯槽内の湯についても、60℃以上に保つ等の公衆浴場法に準じたレジオネラ症防止対策の措置を講じること。

3 浄化設備

- プールの使用期間中は24時間運転とすること。運転を停止する必要がある場合は、水質の保持に留意して維持管理を行うこと。また、定期的ろ過器、配管及び集毛器について洗浄及び消毒を行うこと。
【通知】
- 水位調整槽及び還水槽の清掃は、1年に1回以上行うこと。また、水位調整槽及び還水槽の点検は、適宜行うこと。【別表2-2-1の3】

4 消毒設備

- 異種の薬剤の混合による事故を防止するため、保管容器に薬剤の名称を示す等の方法により薬剤の種類を明確にすること。また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。
【別表2-2-6】

人的な要因による薬剤混合等の事故発生を防止するため、係員に薬剤の性質及び事故発生時の対応等の必要な知識を習得させること。

5 管理者

- 第5条の規定による必要な措置を講ずるため、施設ごとに選任の管理者を置かなければならない。ただし、自ら管理するときは、この限りでない。【条6】

- 第5条：措置の基準
- 管理者の資格は、特に定めはないが、経営者に代わり施設の維持管理上必要な措置についての権限を有する者であること。
なお、管理者は、2か所以上の施設を兼務することはできない。

[] 内、根拠欄の見方

条例：プール等取締条例

(条1-1-1とは、条例第1条第1項第1号のことをいう。)

別表：プール等取締条例施行規則別表

通知：平成19年11月21日19福保健衛第849号

6 プール水の水質基準等

【別表 1-2-5、2-2-2、2-2-2の2、2-2-2の3、2-2-4、2-2-5】

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH 値 5.8 から 8.6 まで	毎月 1 回以上
濁度	2 度を超えないこと	
過マンガン酸カリウム消費量	1ℓ につき 12mg を超えないこと	
大腸菌	100ml 中に検出されないこと	
一般細菌	1ml につき 200CFU を超えないこと※	
レジオネラ属菌 (加温装置を設けて温水を利用する場合)	検出されないこと	1 年に 1 回以上
遊離残留塩素濃度 (塩素剤又は塩素による消毒を行う場合)	0.4mg/ℓ 以上 (1.0mg/ℓ 以下が望ましい)	毎時 1 回以上
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素による消毒を行う場合)	0.1mg/ℓ 以上、0.4mg/ℓ 以下 かつ、亜塩素酸濃度が 1.2mg/ℓ 以下	
二酸化炭素の含有率 (屋内プール)	0.15% 以下	2 月以内に 1 回
照度 (屋内プール・夜間使用する屋外プール)	貯水槽の水面及びプールサイドの床面で 常時 100 ルクス以上	

※ CFU : Colony Forming Unit、「個」

- 「レジオネラ属菌が検出されない」とは、検出限界 100ml につき 10CFU 未満の精度で試験を行ったときの検出限界をいう。
- 二酸化炭素の含有率は、測定日の施設使用開始時から中間時まで、中間時から使用終了時までの適切な 2 時点において測定し、その平均値を基準値と比較して判定すること。
- 水温は、原則として 22℃ 以上とすること。
- 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、一般細菌、二酸化炭素の含有率、レジオネラ属菌の検査結果は、3 年間保存すること。

- 水質検査の採水地点は、矩形の容量 50m³以上の貯水槽では、対角線上の両端を含む 2カ所以上とする。その他の形状の貯水槽では、これに準じ、貯水槽の形状に応じた適切な地点の 2カ所以上とすること。容量 50m³未満の貯水槽については、原則として 1カ所からの採水で差し支えないものとする。また、レジオネラ属菌の検査は系統ごとに 1カ所以上とする。

7 安全確保(救命措置等)

- 危険防止及び救助のため、監視人を配置すること。【条 5-1-2】
- 監視人を適当数配置すること。【別表 2-1-2】
- 監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。【別表 2-1-2 の 2】

- 監視所には、専任の監視人を配置し、常に水泳者の安全に配慮し、危険防止及び救助に努めること。
- 事故発生防止、事故発生時の対応、人命救助、衛生管理等に必要な事項の知識及び技術等について、施設又は区域に即した研修及び訓練を行うこと。

- 救命器具は、直ちに使用できる状態にしておくこと。【別表 2-1-3】

- 事故等の緊急時に迅速に使用できる場所に保管すること。
- 常に適正に使用できる状態であること。

- 救護のために、2 以上の最寄りの診療所又は病院を把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと。【別表 2-1-9】

- 事故発生時の連絡体制及び対応方法について、マニュアル等を作成するなど、体制を整備すること。
- マニュアル等は監視所に常備し、緊急時に活用できるようにしておくこと。

8 安全確保(利用者)

- 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に利用者の注意事項を表示すること。【条5-1-3】
- 入口、更衣所その他水泳者の見やすい場所に開場時間を表示すること。
【別表2-1-4】
- 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。【別表2-2-2の4】

(利用者に表示すべき事項)

- 利用者の注意事項
- 開場時間、休憩時間、清掃・点検時刻等
- 水質検査結果、構造設備の点検結果

- 伝染性疾患にかかっている者、泥酔者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがあると認められる者を入場させないこと。
【条5-1-4】
- 他人に危害を及ぼし、又はプール等の衛生を損なうおそれのある物をみだりに持ち込ませないこと。【別表2-1-6】
- 水泳者に、他人の妨げ又は迷惑となる行為をさせないこと。【別表2-1-7】

持込制限物の例としては、刃物等の鋭利なもの、ガラス製品等身体に損傷を与えるおそれのあるものなどが想定される。持込制限物及び迷惑行為については、利用者への注意事項として明記すること。

- 水泳に適さない状態になったとき、又は適さない状態になるおそれがあると認められるときは、水泳させないよう必要な措置を講じること。
【別表2-1-5】

プール水が著しく汚染された場合、構造上の異常が生じた場合、気象条件の変動により水泳者等に危険を及ぼすような場合等は、すべての利用者に周知し、直ちに貯水槽からの退避を指示、誘導すること。

9 安全確保(その他)

- 閉場後は、直ちに施設を点検し、異常の有無を確認すること。【条5-5】
 - 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具については、閉場後等の点検時に固定状況等の安全を確認すること。
 - 貯水槽本体の亀裂等の有無について点検し、必要に応じて適切な補修を行うこと。
- 疾病及び事故が発生したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
【別表2-1-10】

施設又は区域において発生した疾病及び事故について、規模にかかわらず、管轄の保健所長に届け出ること。

10 洗浄設備等

- シャワー、洗面所、水飲み場及び洗眼所には、飲用に適する水を使用すること。【別表2-1-8】
- 足洗い場等には、常に適量の塩素剤を入れておくこと。【別表2-2-3】

足洗い場等は、遊離残留塩素濃度を50mg/l以上100mg/l以下に保つこと。また、随時水を入れ替えるなど常に清浄を保つこと。

11 フール日誌その他

- 開場中、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況その他維持管理状況を毎日記録し、当該記録を3年間保存しておくこと。【別表2-1-11】

(記録・保管すべき事項)

- 開場時間、天候、気温、水温、水泳者数、事故の状況、新規補給水量、遊離残留塩素濃度等の測定結果、設備の点検及び整備の状況等
- 監視人に対して実施する研修及び訓練の実施状況

- 水着等の直接肌に接する物を水泳者へ貸与するときは、衛生的なものを提供すること。【通知】

プールの各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

■ 新規経営許可申請 《条例 第3条第1項》

- 新しくプールを経営する。
- 経営者がかわる。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。

必要書類

- * 「経営許可について（経-1ページ）」をご覧ください。

■ 再開届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを休止した後に再開する。

■ 変更届 《条例施行規則 第9条第1項》

- 施設の名称を変更した。
- 経営者の住所が変更となった。
- 法人の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設を増改築した。構造を変更した。……など

※ 増改築や構造を変更するときは、事前に保健所に相談して下さい。

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

■ 承継届 《条例 第3条の2》

- 経営者（個人）が死亡し、相続をした。
 - 経営者（法人）を合併、または分割により承継した。
- ※ 相続、承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

必要書類

- * プール等承継届

（個人）

- ・ 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
- ・ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

[相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属、兄弟・姉妹]

（法人）

- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

■ 廃止届 《条例施行規則 第9条第2項》

- プールを廃止した。

※ 廃止後、速やかに届出をしてください。

■ 疾病・事故発生届 《条例施行規則 第12条 別表 2-1-10》

- プールに起因する疾病・事故が発生した。

※ 規模にかかわらず、速やかに届出をしてください。

ご不明な点は、保健所までお問い合わせしてください。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法・東京都建築安全条例等

担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当(立川合同庁舎) ☎ 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、 多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当(小平合同庁舎) ☎ 042-464-2154	小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当(青梅合同庁舎) ☎ 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、 日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁(市) 建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市、 府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課* (都庁第二本庁舎3階) ☎ 03-5388-3372 ※一部手続きについては、各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵 島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法等

所管の消防署(稲城市、島しょ地区は消防本部)

井戸、地下水の揚水・利用について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等

	担当機関	所管する市町村
井戸の設置・揚水量報告等	所管する市 環境担当課	多摩地域の市部
	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当(立川合同庁舎) ☎ 042-525-4771	多摩地域の町村部
地下水の揚水・利用について	東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当(都庁第二本庁舎19階) ☎ 03-5388-3496	多摩地域・島しょ地域

排水・下水・浄化槽などについて

下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法

	担当機関	所管する市町村
排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
排水を公共下水道以外に放流する場合 (水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等)	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 (立川合同庁舎) ☎ 042-523-3171	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当 (都庁第二本庁舎19階) ☎ 03-5388-3494	島しょ地域
浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当 (立川合同庁舎) ☎ 042-528-2692	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 施設審査担当 (都庁第二本庁舎19階) ☎ 03-5388-3583	島しょ地域